

首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務
- (2) 業務の内容 別紙「首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年9月30日（火）まで
- (4) 委託上限額 450,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 契約締結までに令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されている、又は登録が予定されていること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱

いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) 民間企業、NPO 法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

3 応募の手続き

(1) 担当窓口

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2－6－3 都道府県会館 11 階

愛媛県 企画振興部東京事務所 企画調整課

TEL：03-5212-9071

E-mail：toukyo-jimu@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和 7 年 7 月 7 日（月）～令和 7 年 7 月 14 日（月）

イ 配布方法

愛媛県ホームページの「入札情報（物品・委託等）」に掲載するほか、上記（1）の担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記（2）アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時を除く。）とする。

(3) 参加希望書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

① 参加希望書（様式 1）・・・・・・・・ 1 部

② 会社概要書（様式 2）・・・・・・・・ 1 部

イ 提出期限

令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

ウ 提出方法

持参または郵送により、上記（1）の担当窓口に上記（3）イの提出期限内必着で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時を除く。）とする。

エ その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、取り下げ願い書（様式 3）を提出すること。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 提出書類及び提出部数

質問書（様式 4）・・・・・・・・ 1 部

イ 提出期限

令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより、上記（４）イの提出期限内必着で提出すること。

〔送付先アドレス(To)〕 (1)担当窓口アドレスと同様

〔送付先アドレス(Cc)〕 okuno-hideki@pref. ehime. lg. jp

kurahashi-munehiro@pref. ehime. lg. jp

〔件名〕首都圏学生による愛媛県の魅力発信及び学生ネットワーク形成事業委託業務質問書

※電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

エ 回答方法

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（５）企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

ア 提出物及び提出部数

- ① 企画提案書送付文（様式 5）・・・・・・ 1 部
- ② 企画提案書・・・・・・ 5 部
 - ・ A 4 判、横書き、長辺とじとする（着色可）
 - ・ 過去の受託実績や事業実績を含めること。
- ③ 業務実施スケジュール・・・・・・ 5 部
- ④ 業務実施体制・・・・・・ 5 部
- ⑤ 見積書（任意様式）・・・・・・ 1 部
 - ・ 提案に必要な一切の経費を含めること。
 - ・ 消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。
 - ・ 見積内訳書を添付すること。

イ 提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時 15 分まで（必着）

ウ 提出方法

持参または郵送により、上記（１）の担当窓口へ上記（５）イの提出期限内必着で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(正午から午後 1 時を除く。)とする。

エ 留意事項

- ・ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・ 提出された企画提案書は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ・ 企画提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 回のみとし、複数の提案をすることはできない。

4 業務予定者の選定

(1) 選定方法

ア 提出のあった企画提案書については、提案内容の審査を行い、最も優れた提案として評価した上位 1 者を業務予定者として選定する。

イ 審査は、書類審査とする。

ウ 企画提案者が 1 者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断するが、審査の結果において審査得点が総得点の 6 割以上である場合に業務委託予定者として選定する。6 割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 書面審査実施日

令和 7 年 7 月 25 日（金）

(3) 審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。

5 審査結果の通知

(1) 審査結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和 7 年 7 月下旬に通知予定。

イ 方法：文書で各提案者に通知する。

(2) 審査結果に関する質問については、一切受け付けない。

6 契約

(1) 委託契約に当たっては、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 別添「首都圏学生による愛媛県の魅力及び学生ネットワーク形成事業委託業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議の結果に基づき、内容の追加、又は修正する場合がある。

(3) 契約条項等は、別に定める契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準拠することとする。

(4) 契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

7 注意事項

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書

等を意図的に開示してはならない。

- (4) プロポーザル参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの募集を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合、本実施要領に違反すると認められる場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。
- (6) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合、又は委託上限額を超えた見積額を提示した場合は、無効とする。

8 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、すべてプロポーザル参加者が負う。
- (4) 提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (5) プロポーザル参加者の企画提案書の著作権はプロポーザル参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (6) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (7) 企画提案書の提出をもって、プロポーザル参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。